

瀬田川地域安全協議会規約

(設置)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会、同法第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会、及び滋賀県流域治水の推進に関する条例第 33 条に基づく協議会、および土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 3 条の土砂災害対策基本指針第一の 1 の主旨に則った協議会として「瀬田川地域安全協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(目的)

第 2 条 協議会は、大津市、甲賀市を対象として、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨などを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、水災害を想定した安全なまちづくりについて意見交換等を行い社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、大津・信楽圏域における洪水氾濫や土砂等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川等)

第 3 条 協議会は、瀬田川、大戸川、その他大津・信楽圏域(大津市全域および甲賀市信楽地域)における一級河川の流域を対象とする。

(協議会の運営)

第 4 条 協議会には会長を置き、琵琶湖河川事務所長が務めるものとし、協議会の委員構成は別紙のとおりとする。

- 2 会長は、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会長は、協議会の下部組織として、担当者会議等を設けることができる。
- 5 委員は、出席できない場合は、代理を立てることとする。

(事務局)

第 5 条 協議会の事務局は、国土交通省琵琶湖河川事務所流域治水課、滋賀県県土整備部流域政策局に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第 6 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 22 日から施行する。

この規約の改正は、令和元年 6 月 3 日から施行する。

この規約の改正は、令和 5 年 6 月 8 日から施行する。

この規約の改正は、令和 8 年 6 月 25 日から施行する。

瀬田川地域安全協議会 委員名簿

(市：市町コード順、敬称略、令和8年 6月25日現在)

所 属	官 職	備 考
大津市	市長	
甲賀市	市長	
滋賀県	知事	
滋賀県 大津土木事務所	事務所長	
滋賀県 甲賀土木事務所	事務所長	
気象庁 彦根地方気象台	台長	
大戸川ダム工事事務所	事務所長	
琵琶湖河川事務所	事務所長	会長